

～家族で「選挙」のことで話してみよう～



No.36

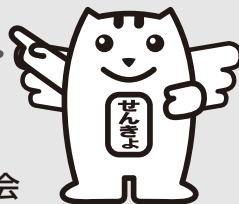
笛吹市のみんな、こんにちは!! 今年、笛吹市長と市議会議員の選挙が予定されているね。その前に、『選挙』に関するあれこれを『選挙』豆知識として確認しよう。今回は、「選挙権」だよ。

選挙権とは、満18歳になると与えられる、私たちの代表を選挙で選ぶことのできる権利のことです。

国政選挙については、満18歳以上の日本国民なら選挙権を持てますが、地方選挙については、さらに引き続き3か月以上その区域内に住んでいることが必要となります。

また、実際に投票するためには、その要件を満たしたうえで、市町村の選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されていなければなりません。選挙人名簿への登録は、3月、6月、9月、12月の定時登録と、選挙の際に行われる選挙時登録があります。

選挙権の資格年齢は、選挙期日(投票日)に満18歳に達していればいいんだよ。



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎055(262)4111